

同時売却による購入希望者の募集案内

※同時売却とは、借地人が所有する借地権付建物を借地権譲渡の手続きを経たうえで第三者へ売却する場合に、これと併せて、国が所有する底地を当該第三者（新たな借地人）へ売却することをいいます。

国は借地人からの依頼に基づき、借地人に代わって借地人の所有する借地権付建物の購入希望者をHPで募集するものです。

《募集期間は該当物件のHP掲載日より**3ヶ月**です》

応 募

「購入申込書」に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、必要書類を添付して、持参願います。

＜必要書類＞

- ① 購入申込人印鑑証明書
- ② 購入申込人住民票抄本（法人の場合は、法人登記簿謄本）
- ③ （法人の場合）役員一覧、定款、営業報告書
- ④ 誓約書

資 格 審 査

国は下記の応募資格を満たす方について、借地人へ紹介します。

＜応募資格＞

次に掲げる以外の方であればどなたでも応募いただけます。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者
- ② 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

紹 介

「紹介」とは購入希望者の情報を国から借地人に通知するだけのものです。借地権付建物の売買契約に関する業務（折衝業務、重要事項説明、契約書の作成等）は含まれません。

借地人との交渉
（権利付建物）

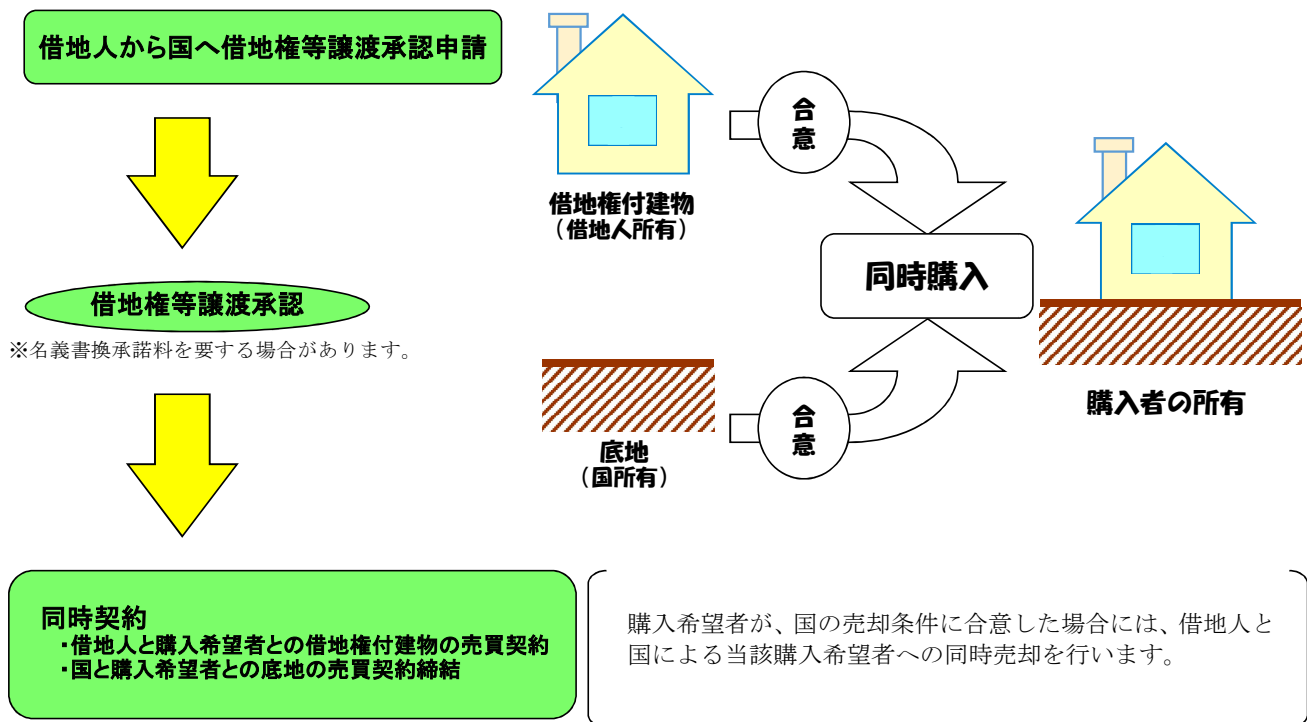
- ① 借地人から購入希望者に適宜連絡があります。
- ② 借地権付建物の交渉結果について、借地人から国に連絡通知されます

合 意

国との交渉
（底地（国有地））

借地人から売買合意の連絡通知があった場合には、国から購入希望者に底地（国有地）の売買交渉の連絡をします。

合 意



【注意事項】

- ・ 購入希望者本人が申し込み下さい。仲介業者の申し込みはできません。
- ・ 国は借地権付建物の交渉について、一切関与いたしません。
- ・ 国が所有する底地の売却は、借地権付建物を取得した者に国自ら売却を行うもので、底地の売却について借地人に代理権等を付与しているものではありません。
- ・ 国が所有する底地の売却価格は借地権付建物の価格に関わらず、国の算出方法に基づく価格です。
- ・ 借地人から連絡があるまで、借地人に対して直接の問い合わせは行わないで下さい。
- ・ 希望者多数の場合などで、申し込みいただいても借地人からご連絡できない場合があります。